

別添

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	志木市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名： 志木市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民後見人の養成（実践研修の開催）</li> <li>・ 成年後見制度に関する情報発信（基礎研修の開催）</li> </ul>
事業内容	<p>(1) 研修の名称 「市民後見人養成講座」</p> <p>(2) 研修対象者 原則的に市内或いは近隣市町（市民後見人として活動可能な範囲）の 在住、在勤者とし、講演会等の成年後見制度の普及啓発に関する事業の 対象については、制限を設けないことができるものとする。</p> <p>(3) 研修カリキュラム等 原則として「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に準拠し、 基礎研修及び実践研修を開催する。</p> <p>(4) 講師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員及び社会福祉協議会職員</li> <li>・ 専門的分野については司法書士、弁護士、社会保険労務士ほか</li> </ul>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 24 年</p> <p>7 月～8 月 研修カリキュラムの策定他</p> <p>10 月～ 研修受講者募集</p> <p>10 月 5 日 講演会「市民後見人のすすめ」開催</p> <p>11 月 10 日～12 月 8 日 (22.5 時間)</p> <p>市民後見人養成講座・基礎研修 (32 人修了)</p> <p>平成 25 年</p> <p>1 月 19 日～3 月 9 日 (26 時間)</p> <p>市民後見人養成講座・実践研修 (24 人修了)</p>
備考	

別添

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	志木市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名： 志木市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見支援センターの設置・運営に関すること</li> <li>・ 成年後見制度利用支援事業に関すること</li> <li>・ 成年後見等事業に関すること</li> </ul>
事業内容	<p>(1) 志木市成年後見支援センターの設置・運営</p> <p>(2) 成年後見制度利用支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 成年後見制度の普及啓発 (講演会の開催、リーフレットの作成等)</li> <li>② 成年後見制度の利用に関する相談及び手続きの支援</li> <li>③ 成年後見業務に関する関係機関との連携及び情報提供 (家庭裁判所等との連携、市民等への情報提供)</li> </ol> <p>(3) 成年後見等事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 成年後見等の受任支援 (権利擁護人材登録制度の設置・運営、専門職等による調整会議による後見人等の受任調整、家庭裁判所との連絡調整)</li> <li>② 市民後見人の養成及び後見活動支援 (市民後見人フォローアップ研修、専門職等による相談支援の実施)</li> <li>③ 市民後見人等の監督業務 (市民後見人の活動の把握、市民後見人への助言・指導)</li> </ol>
事業スケジュール	<p>平成 24 年</p> <p>11 月 30 日 志木市成年後見支援センター開所式</p> <p>12 月 3 日 志木市成年後見支援センター開設</p> <p>平成 25 年</p> <p>3 月 26 日 権利擁護人材バンク開設</p> <p>3 月 27 日 平成 24 年度受任調整会議 (第 1 回) 登録決定者 11 人</p> <p>3 月 29 日 権利擁護人材バンク登録</p>
備考	